

商談会等出展事業業務委託受託候補者選定審査会設置要綱

制定 令和6年4月19日 経済観光局産業部長決裁

(設置)

第1条 経済政策課が実施する業務に係る受託事業者の候補者（以下「受託候補者」という。）の選定及び当該業務の適正な履行に関して必要な事項を審査するため、商談会等出展事業業務委託受託候補者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査員の構成は次のとおりとする。

- (1) 産業部長
- (2) 経済政策課長
- (3) 商業金融課長
- (4) 起業・新産業支援課長
- (5) 雇用対策課長

2 審査員長は、産業部長をもって充てる。

3 審査員長が欠けたとき又は事故があるときは、経済政策課長がその職務を代行する。

(任期)

第3条 審査員の任期は、審査会の設置の日から委託期間終了までとする。

(会議)

第4条 審査会は、審査員長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、第2条第1項の審査員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査員長は、必要があると認めたときは、審査員以外の職員、学識経験者及び経済団体等の関係者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

4 審査会の会議は、公開しないものとする。

(代理人)

第5条 審査員は、所定の手続きにより、代理人を審査会に出席させることができる。

2 前項の場合、委員は代理人届（別紙1）による書式により届け出るものとする。

(候補者の選定)

第6条 審査会は、商談会等出展事業業務委託（公募型プロポーザル方式）受託候補者選定基準（別紙2）に基づき、受託候補者の選定を行わなければならない。

(事務局)

第7条 審査会に関する庶務は、経済政策課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、審査員長が審査会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月19日から施行する。

代 理 人 届

商談会等出展事業業務委託受託候補者選定審査員長 様

委任者 役職
氏名

私は、商談会等出展事業業務委託受託候補者選定審査会設置要綱第5条の規定により、下記の者を代理人と定め、同審査会における審査権限を委任します。

年 月 日

代理人 役職
氏名

商談会等出展事業業務委託（公募型プロポーザル方式）受託候補者選定基準

商談会等出展事業業務委託における受託候補者の選定に関し、以下のとおり定めるものとする。

1 受託候補者の選定方法

- （１）商談会等出展事業業務委託受託候補者選定審査会設置要綱に規定する各委員が、参加表明者から提出された提案書等及びプレゼンテーション等の内容に基づき、下記「2 評価の手順」に従い評価を行う。
- （２）評価合計の最高得点者を受託候補者として選定する。ただし、最高得点者が複数者いる場合は、その中から審査会の議決により選定する。
- （３）提案内容が評価点の60パーセント未満である場合は、要求する水準に満たないものとして受託候補者の選定に至らないものとする。

2 評価の手順

- （１）事務局は、提案書受付時に提示金額が委託金額の上限額以内であるかを確認し、上限額を超えている場合は、その提案書を失格とする。
- （２）委員は、提案書類の記載内容を確認し、審査会にてヒアリング（プレゼンテーション）を実施する。
- （３）委員は、次に掲げる審査項目及び評価基準に基づき評価を行う。
- （４）事務局は、審査項目ごとに各委員の採点を平均（小数点第2位以下切り捨て）し、合計した点数を参加表明者の得点とする。

【審査項目】

審査項目	評価項目	評価のポイント	
1 実施方針及び取組意欲	取組意欲、業務理解度、実施手順	・本事業に対して積極的な取り組み姿勢が見られ、応募動機が明確であるか。 ・本事業の目的及び内容について理解しているか。 ・業務実施手順を示す工程計画が適切に組まれているか。	10点満点
2 実施体制	実施体制、専門技術力の確認	・業務の実施体制が明確かつ妥当性があるか。 ・専門技術力を有することが提案から伺えるか。	10点満点
3 業務コスト	業務コストの妥当性	・業務見積が業務規模に対して妥当であり、提案内容に対して適切であるか。	10点満点
4 技術提案内容	① 出展する商談会等の選定及び出展者の募集	・商談会等の選定について、市内事業者の販路拡大等の効果が高い内容が、具体的かつ適切に示されているか。 ・出展者について、募集や選定方法が具体的に示されているか。	30点満点
	② 出展運営、事前対策、事後対策の実施	・出展運営、事前対策、事後対策の内容が、出展者の商談成立を獲得するため、効果的および具体的に示されているか。	20点満点
	③ 事業成果検証の方法	・本事業の効果を、目標として定量的に設定していること（商談成立件数等）。また、その目標の実現性が適切かつ高いものであるか。	20点満点
合 計			100点満点

【評価基準】

審査項目1～4について（各委員が直接採点）

	10点満点	20点満点	30点満点
きわめて優れている	9-10	17-20	25-30
優れている	7-8	13-16	19-24
普通	5-6	9-12	13-18
やや劣る	3-4	5-8	7-12
劣る	1-2	1-4	1-6